浄化槽を使用されている皆さまへ
浄化槽管理者 維持管理義務

浄化槽管理者には、次の3項目の維持管理が法律で義務付けられています。大切な水環境を守るため、浄化槽は適正に管理しましょう。

●保守点検（浄化槽法第10条）

浄化槽の機能を発揮させるためには、定期的に点検や調整、薬剤の補給・修理など、保守点検を受けなければなりません。保守点検は、県の登録を受けた保守点検業者で行ってください。

●清掃（浄化槽法第10条）

浄化槽は、毎年1回以上の清掃を行わなければなりません。清掃は、町の許可を受けた浄化槽清掃業者で行ってください。

●法定検査（水質検査）（浄化槽法第7条・第11条）

浄化槽は、使用開始後3カ月を経過した日から5カ月以内に1回、その後は年1回の水質の定期検査を受けなければなりません。県が指定した検査機関（公益社団法人 和歌山県水質保全センター 有田川事務所 ☎63-6161）で受けてください。

問 上下水道課

◇◇◇ 税金

11月11日～17日「税を考える週間」

令和8年度（2026年度）の「税を考える週間」は「これからの社会に向かって」をテーマとして、国民の皆さまに租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、国税庁の取り組みをご紹介しています。

●国税庁ホームページによる情報発信

国税庁ホームページ内に「これからの社会に向かって」をテーマとした特設ページを設け、次のように国税庁の各種取り組みについてご紹介します。

・「税を考える週間」の歴史、身近な税の使い方などを解説した資料や、税の学習コーナーなどを紹介。
・調査や徴収などの国税庁の業務の他、国税組織で働く職員のインタビュー動画を掲載。
・デジタルを活用した申告や納税手続きなど、国民の皆さまの利便性が高まるさまざまなツールを紹介。

●SNSによる情報発信

YouTubeの「国税庁動画チャンネル」に新着動画を掲載するとともに、各種情報をX（国税庁公式アカウント）で発信します。

●その他の取り組み

キャッシュレス納付、納税証明書のオンライン受け取り、マイナポータルと連携した年末調整・確定申告など、デジタル化を進めています。





税に関する情報は、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）をご覧ください。

問 湯浅税務署 ☎63-5351

年末調整等説明会の開催

年末調整等説明会を次のとおり開催します。

●日時／11月11日（水）14時～16時

●場所／湯浅納税協会 3階 会議室（湯浅町湯浅2430-77）

●定員／40人

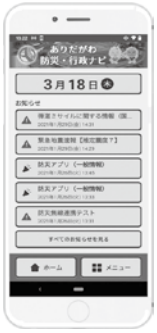
※事前に湯浅納税協会への予約が必要です。

●共催／湯浅税務署、公益社団法人湯浅納税協会

湯浅納税協会ホームページ

問 公益社団法人 湯浅納税協会 ☎63-5454
湯浅税務署 法人課税部門 ☎63-5406

「もしもの時」のために登録を
ありだがわ防災・行政ナビ



「ライフビジョンアプリ」をインストールしてください。

iOS（iPhone）

android（スマートフォン）